補助金申請書類作成の手引き

産業廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業

受付締切日は令和11年３月30日(金曜日)17:00 必着です。

補助金申請のお申し込みは電子申請での受付となっております。

補助金申請メールアドレスはコチラ
lib-hojo@tokyokankyo.jp

大変お手数をおかけいたしますが、審査業務円滑化のためお問い合わせについては下記フォームからお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※お問い合わせフォーム(24 時間受付)

お問い合わせはこちらから

公社からの回答は営業日のみとなります。予めご了承ください。

公益財団法人 東京都環境公社
環境共生部環境事業課事業運営係

〒130－0022
東京都墨田区江東橋4－26－5 東京トラフィック錦糸町ビル5階
受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～17:00(12 時～13 時を除く)
東京都環境公社 HP: 東京都環境公社ホームページ

公益財団法人 東京都環境公社

⚠ 補助金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する「産業廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業」（以下「本事業」という。）につきましては、東京都（以下「都」という。）の出えん金を基にした基金を公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

本事業に係る補助金を申請される方、申請後、交付が決定し補助金を受給される方におかれましては「書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について」の内容を十分にご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

※個人情報の適正な取り扱いについて

本事業では、申請者の同意のもと、生成 AI プラットフォームを活用して個人情報を適切に処理します。必要に応じて東京都や GovTech 東京に情報を提供する場合がありますが、個人情報は AI の学習には使用されません。また、AI による審査結果は参考資料として扱い、最終判断は職員が行います。

《目　　次》

補助金を申請される皆様へ 2
Ⅰ　事業の概要 4
　1　目的 4
　2　事業の枠組み 4
　3　重要ポイント 4
Ⅱ　事業実施から補助金を受け取るまでのスケジュール 5
Ⅲ　補助金申請に係る要件 8
　1　書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について 8
　2　リース契約で補助対象設備を導入する場合 9
　3　申請要件の確認 9
　4 申請書および提出書類の取扱いについて 10
　5　補助対象について 10
　6　補助額の計算について 13
Ⅳ　交付申請の手続方法について 15
　1　申請可能かご確認ください。（YES/NO 診断） 15
　2　必要書類（全て電子申請フォームからアップロード） 17
　3　オンライン申請の手続きについて 19
　4　受付期限 20
　5　申請可能施設 20
　6　申請にあたっての留意事項 21
　7　手続代行 21
　8　よくある質問（Q&A）一覧 22
Ⅴ　実績報告 24
　1　実績報告注意事項 24
　2　必要書類（全て電子申請フォームからアップロード） 26
　3　補助金の支払い 29
　4　実績報告にあたっての留意事項 30
　5　手続代行 30
　6　よくある質問（Q&A）一覧 30
Ⅵ　補助金を申請後に必要なこと 33
　1　本補助金の経理（交付要綱第 29 条） 33
　2　調査等（交付要綱第 32 条） 33
　3　交付決定の取消し（交付要綱第 25 条） 33
　4　軽微な変更 34
Ⅶ 処分について 35
　処分の手続き（交付要綱第 28 条） 36
　お問い合わせに関して 38

Ⅰ　事業の概要

1　目的

「本事業」は、東京都内の産業廃棄物処理施設において、廃棄物に混入したリチウムイオン電池（以下、「LiB」という）に起因する火災の発生を未然に防ぐことを目的としています。本事業では、施設の管理者が安全措置として必要な設備（LiB 検知機、火災検知機、散水装置等）を設置する際の経費の一部を補助することで、施設の安全性を向上させ、火災リスクの低減を図ります。これにより、東京都内の環境保全と地域の安全性向上を目指します。

2　事業の枠組み

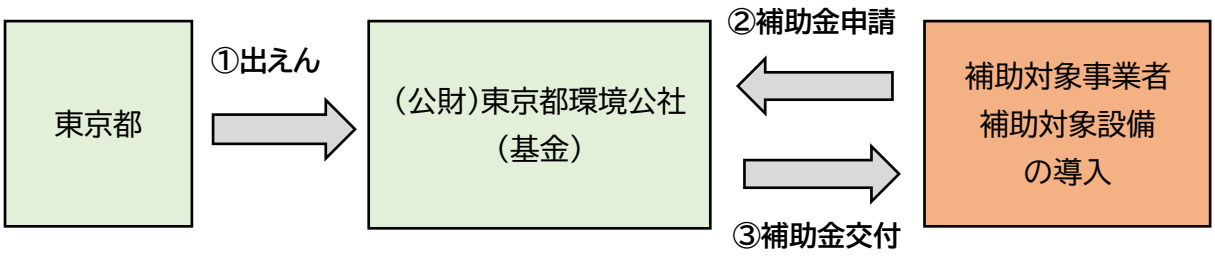

基金の造成
都は、本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

補助事業
公社は基金を原資として、補助対象となる設備を導入する補助対象者に対して、その経費の一部を補助します。

3　重要ポイント

【事前申請】

・本事業は事前申請です。**機器設置前に交付申請を行う必要があります**。
・交付申請が完了し、公社から交付決定通知書を受け取った後に、機器の設置を開始してください。
・交付申請受付期限：**令和 11 年3月30 日 17 時まで**（令和8年度～令和10年度の事業が対象）

※ ただし、令和 8 年度は、補助対象期間内に完了する事業であれば、交付決定前に契約を結んでいても申請できます。既に、国補助を含む他の補助金を受けている場合も、申請可能です。

Ⅱ　事業実施から補助金を受け取るまでのスケジュール

事業実施までのスケジュールフロー

STEP１　計画準備（事前確認）

○　補助対象機器の選定
導入予定の設備が「Lib検知機」「火災検知機」「散水装置等」のいずれかに該当するか確認します。
機器の性能が要件（技術仕様）を満たしているか、メーカー仕様書や技術資料を確認。

○　設置場所の確認
東京都内の廃棄物処理施設または積み替え・保管場所内に設置する計画であることを確認。

○　国等の他の補助金の申請がないか確認
国等の補助金とも併用可能ですが、その場合は本補助金の補助額が変わるのを確認。

○　同一施設で過去に本補助金の申請をしてないか確認
同一施設について、複数回にわたり本補助金の交付を受けることはできない。

○　スケジュールの立案
補助金申請から交付決定、設備設置、実績報告までの流れを把握し、事業計画を立てる。

STEP２　交付申請（事前申請型）　※注

※令和8年度は、補助対象期間内に完了する事業であれば、交付決定前に契約を結んでいても申請できます。既に、国補助を含む他の補助金を受けている場合も、申請可能です。

○　申請書類の準備
必要書類を準備します（例：交付申請書、誓約書、見積書、配置図面、設置予定場所の写真など）。
提出書類のチェックリストを活用して、不備がないか確認。

○　交付申請書の提出
公社が指定する電子申請システムを使用して申請を行います。申請期限は**令和11年3月30日17時まで**。

○　公社による審査
公社が提出された申請書類を審査します。書類審査および必要に応じて現地調査が行われます。

○　交付決定通知書の受領
審査を通過すると、交付決定通知書が発行されます。交付決定を受けた後に機器の設置を開始します。

STEP３　補助対象機器の設置

○　機器の発注
交付決定通知書を受け取った後、補助対象機器を発注します。
複数社からの見積を比較し、競争性を確保した上で契約を締結。

○　設置工事の実施
機器の設置工事を行い、運搬・調整・据付けを完了します。消防署への必要な届出や検査を実施します。

○　経費の支払い
補助対象機器の購入費、運搬費、調整費、据付費を支払い完了します。

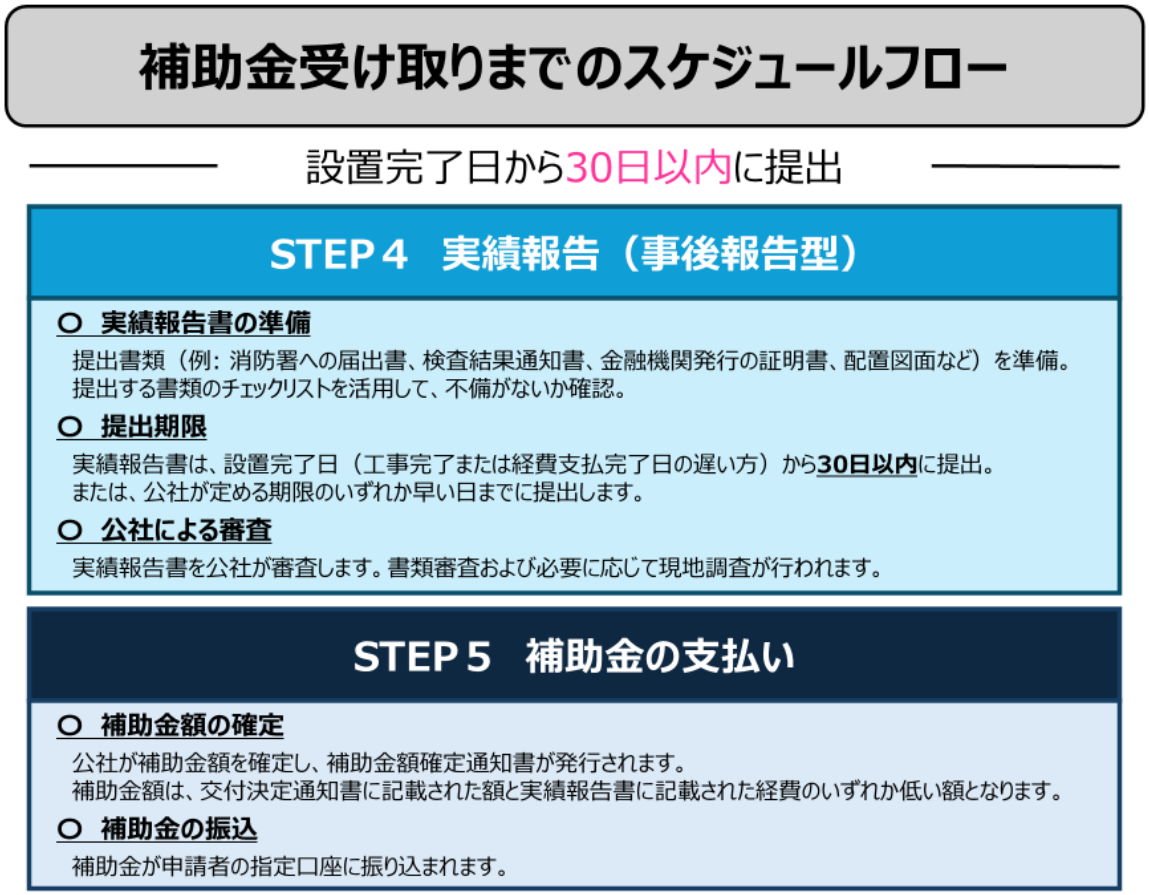

1　計画準備

補助対象機器を導入する計画段階で、『Ⅲ　補助金申請に係る要件』を確認し、条件を満たしているかご確認ください。
メーカー仕様書や技術資料を確認し、性能要件に合致しているかを必ず確認してください。

2　交付申請

申請者は、補助対象機器を設置する前に、交付申請書を電子申請ページからアップロード送信してください。
なお、申請書の受付日は、申請書記入日やオンライン申請日ではなく、公社が申請書類を受領した日となりますのでご注意ください。
申請は先着順に受理されます。受理した申請に係る補助金の交付額が公社の予算の範囲を超えた場合、申請の受理を停止します（以下「予算超過日」という）。予算の範囲を超えそうな場合、公社は事前にホームページで公表いたします。
予算超過日に複数の申請があった場合は、抽選を行い、基金を超えない範囲で受理する申請を決定します。

3 審査と交付決定

公社は、提出された申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合、基金の範囲内で交付を決定します。審査に通過した申請者には、交付決定通知書が発送されます。交付決定通知書を受領後、補助対象機器の設置を開始してください。

4 実績報告と補助金請求

補助対象機器の設置が完了したら、申請者は速やかに補助事業実績報告書兼補助金交付請求書を提出してください。提出期限は以下のいずれか早い日までとなります。

- 設置完了日（機器設置工事完了日または経費支払完了日の遅い方）から 30 日以内。
- 公社が定める期限。

公社は、実績報告書を審査し、補助金額を確定します。

5 補助金の支払い

公社は、補助金額の確定後、申請者が指定した口座に補助金を振り込みます。補助金の支払いは、事業報告書提出から**おおよそ 2～3 か月程度**を要します。

Ⅲ　補助金申請に係る要件

1　書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

補助金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金を申請される方、申請後、交付決定及び額確定がされ補助金を受給された方におかれましては、以下の点や要綱の記載内容につきまして、十分ご認識された上で、補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

（1）補助金の申請者が公社に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

（2）補助金で取得した補助対象機器を、その処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて補助対象機器の管理状況について調査することがあります。
詳細は「Ⅶ 処分について」をご確認ください。

（3）公社は、申請者及び手続代行者、その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、補助金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

（4）前記事項に違反した場合は、公社からの補助金額確定及びその他の権利を取り消します。また、公社から補助金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて補助金を返還していただきます。

2 リース契約で補助対象設備を導入する場合

リースを活用して補助対象設備を導入する場合のリース契約は、次に掲げる要件の全てを満たすものに限ること。

（1）リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
（2）東京都内に補助対象機器を設置する契約であること。
（3）本補助金では、LiB 関連設備の法定耐用年数を 6 年と定めております。その為、リース期間が 6 年以上の契約であれば、補助対象となります。
（4）設備は新品を原則とする。中古の場合は 3 者見積を基本とし、見積取得が難しい場合は理由書を添付すること。

3 申請要件の確認

申請する前に以下の要件に該当するかどうか、ご確認ください。

【要件一覧表】

No.	条件内容	該当条項
1	申請者は法人または個人事業主であること	実施要綱 第４ 1
2	申請者の施設の所在地が東京都内であること	実施要綱 第４ 3
3	暴力団または暴力団関係者に該当しないこと	実施要綱 第４ 1
4	必要な許可や届出を取得していること	実施要綱 第３ 1
5	税金の滞納がないこと	実施要綱 第４ 1
6	補助対象機器が LiB 検知機、火災検知機、散水装置等であること	実施要綱 第４ 3
7	補助対象機器が技術要件を満たしていること （例: LiB 検知機は 90%以上の検知精度）	実施要綱 第４ 2
8	補助対象機器が東京都内の廃棄物処理施設に設置されること	実施要綱 第２
9	補助対象事業の目的が火災リスクの低減であること	実施要綱 第１
10	補助対象機器の設置が、消防法に基づく義務付けられた設備以外であること	実施要綱 第4 3

11	補助対象経費に該当する費用 (購入、運搬、調整、据付け費用)であること	実施要綱 第 4 4、交付要綱 第 6
12	設置場所が賃貸の場合、所有者の同意を得ていること	交付要綱 別表 1
13	提出書類に不備がないこと	交付要綱 第 9 10
14	補助対象機器が処分制限期間(6 年間)に従うこと	交付要綱 第 28 2
15	提出書類が全て揃っていること	交付要綱 第 9

4 申請書および提出書類の取扱いについて

原則、公社にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので、紙申請が発生する場合は、必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。電子申請のため該当する頻度は僅かになると思いますが、必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

5 補助対象について

(1) 補助対象機器について

補助対象機器は、廃棄物処理施設や積み替え・保管場所に設置され、リチウムイオン電池(LiB)による火災防止を目的とする以下の設備が対象です。

① LiB 検知機

ア 概要:廃棄物処理施設で廃棄物に混入した LiB を識別する機器

イ 性能要件:

(ｱ) LiB の形状や材質を識別できて検知精度が 90%以上。

(ｲ) 廃棄物が 5m/分以上で移動中でも、18650 形相当サイズの LiB や発熱物を他の廃棄物と混ざった状態で検知可能であること。

(ｳ) 搬送機稼働中に常時使用しても、重大な故障や性能劣化が起きないこと。

ウ 対象外となる機器:

(ｱ) 単なる金属検知機(鉄やアルミニウムのみを識別するもの)。

(ｲ) LiB を連続的に監視できない機器。

② 火災検知機

ア 概要:施設内で LiB に起因する発熱、発光、発火を検知する機器

イ 性能要件:

(ｱ) 局所的な高温や温度上昇速度を検知できること。

(ｲ) 一酸化炭素や電解液溶媒蒸気などの発生ガスを検知可能。

(ｳ) 作業者が安全に対応できる段階で警報を発すること。

③ 散水装置等

ア 概要:火災発生初期に自動で作動し、被害軽減や延焼防止を目的とする設備

イ 性能要件:

(ｱ) 人の操作を待たずに自動で作動すること。

(ｲ) 破袋機、破砕機、ベルトコンベヤ、廃棄物の一時保管場所などの範囲を消火できる水量・噴射量を確保している。

ウ 対象外となる機器:消防法や条例で設置義務がある消火設備。

(2) 補助対象経費について

補助対象経費は、補助対象機器の導入に必要な以下の費用が対象です。

① 機器の購入費

ア 概要:補助対象機器そのものの購入にかかる費用

イ 対象経費:

(ｱ) メーカーから直接購入する費用

(ｲ) 正規代理店から購入する費用

② 運搬費

ア 概要:補助対象機器を設置場所へ運ぶために必要な費用

イ 対象経費:機器の輸送にかかる費用(トラック輸送、コンテナ輸送など)

③ 調整費

ア 概要:機器を設置後、正常に稼働するよう調整するための費用

イ 対象経費:

(ｱ) 機器の初期設定費用(ソフトウェアのインストールなど)

(ｲ) 作業員による調整作業費

④ 据付費

ア 概要:補助対象機器を設置場所に固定するために必要な費用

イ 対象経費:

(ｱ) 機器の据付け作業費

(ｲ) 土台の設置や配線工事費用

⑤ 対象外となる経費

ア 消費税および地方消費税

補助対象経費には消費税および地方消費税は含まれません。

イ 割引や還付がある場合の注意事項

補助対象経費において、以下の割引や還付が適用されている場合、
その金額は補助対象外です。

・施工業者等からの割引(キャッシュバック、協賛金など)。

・実質的に申請者が負担していないとみなされる経費。

割引や還付を受けている場合は、補助対象経費からその金額を
差し引いて申請してください。

・補助金の申請者、申請者の親会社・子会社・関連会社、または申請者と
役員が関係を持つ事業者については、補助対象経費が制限されます。

補助対象経費は、業務に直接かかった材料費や労務費など、
直接経費に限られます。利益分や間接経費、社内取引による付加額
などは補助対象外です。

ウ 過剰な仕様や目的外の設備

・補助対象事業の目的から逸脱する過剰な仕様や設備にかかる費用。

・将来の利用を目的とした予備機器の購入費。

※公社が悪質な経費計上と判断した場合、補助の対象外となる場合が
ありますので、ご注意ください。

エ 機器設置後の維持管理費や修繕費

・補助対象事業完了後の維持管理や修繕にかかる費用。

6　補助額の計算について

(1)　補助率と上限額について

	対象機器	中小企業等	大企業
①	LiB 検知機	補助対象経費の 2/3 上限：2,700 万円	補助対象経費の 1/2 上限：2,000 万円
②	火災検知機 散水装置等	補助対象経費の 2/3 上限：270 万円	補助対象経費の 1/2 上限：200 万円

※【中小企業】 ①+②=2970 万円が合計の上限額となります。

※【大企業】 ①+②=2200 万円が合計の上限額となります。

～注意事項～

● 中小企業等とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第3条に規定する中小企業等協同組合並びに個人事業主をいいます。

例：廃棄物処理業者は「サービス業」に該当するため、**資本金5千万円以下**又は**従業員数100名以下**の**いずれかを満たすこと**。

※　国補助併用の場合における補助金額について

国等の補助金事業と併用することが可能です。

◆対象となる補助金事業（例）：循環型社会形成推進事業費補助金（環境省）

本事業における補助額の算定対象となるのは、国の補助金において補助対象経費として認められた経費のうち、本事業においても補助対象経費として認められる**購入、運搬、調整、据付けに係る費用（工事費・設備費・業務費）**とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く金額です。

なお、国の補助金で対象となる経費の範囲と本事業で対象となる経費の範囲が異なる場合は、本事業の基準により対象経費を再整理した上で算定します。

東京都の補助金とも併用可能ですが、国の補助併用の場合、本補助金の補助率は（1/6）となります。ただし、補助上限額については、先述の表に記載のとおりです。

●中小企業(国補助併用)例　（単位:千円）

導入費用総額	国からの補助率(1/2)	本補助金の補助率(1/6)	申請者負担分
15,000	7,500	**2,500**	5,000
30,000	15,000	**5,000**	10,000
60,000	30,000	**10,000**	20,000
90,000	45,000	**15,000**	30,000
180,000	90,000	**27,000**	63,000

●大企業(国補助併用)例　（単位:千円）

導入費用総額	国からの補助率(1/3)	本補助金の補助率(1/6)	申請者負担分
15,000	5,000	**2,500**	7,500
30,000	10,000	**5,000**	15,000
60,000	20,000	**10,000**	30,000
90,000	30,000	**15,000**	45,000
180,000	60,000	**20,000**	100,000

※上記の例は、導入費用総額の全額が、国補助金・本補助金のいずれにおいても補助対象経費となる場合を想定しています。

実際の計算とは異なる場合がありますので、ご承知おきください。

（2） 端数処理について

≪例:都の補助金単独での中小企業等の場合≫

※以下は計算例です。金額は実際の金額規模と異なるのでご注意ください。

① LiB 検知機

123,456,789 円×(2/3)＝82,304,526 円⇒**82,304,000 円**⇒**上限額 27,000,000 円**

② 火災検知機・散水装置等

2,345,678 円×(2/3)＝1,563,785 円⇒**1,563,000 円**（上限額 2,700,000 円）

上記より、交付申請額

27,000,000 円＋1,563,000 円＝**28,563,000**

Ⅳ 交付申請の手続方法について

1 申請可能かご確認ください。(YES/NO 診断)

Q1 あなたは廃棄物処理業を営む事業者ですか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q2 廃棄物処理を行う施設、または積み替え・保管場所を東京都内に所有していますか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q3 あなたの事業は、廃棄物処理または収集・運搬に関する許可を取得していますか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q4 あなたは法人、個人事業主、またはこれら(実施要項 第 4 条 1 参照)の団体のいずれかに該当しますか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q5 あなたまたは事業の代表者、役員、従業員が暴力団や暴力団関係者に該当していませんか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q6 税金の滞納がありませんか？
・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

Q7 補助金を申請する施設に設置する予定の機器は、以下のいずれかに該当しますか？

(1)LiB 検知機

廃棄物処理施設でリチウムイオン電池(LiB)を識別する機器であり、以下の性能を満たしていますか？
- LiB の形状や材質を識別できて検知精度が 90%以上であること。
- 廃棄物が 5m/分以上で移動中でも、18650 形相当サイズの LiB や発熱物を他の廃棄物と混ざった状態で検知可能であること。
- 搬送機稼働中に常時使用しても、重大な故障や性能劣化が起きないこと。

・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

(2)火災検知機

廃棄物処理施設で、LiB の発熱、発光、発火を検知し、以下の性能を満たしていますか？
- 局所的な高温や温度上昇速度などを検知できる。
- 一酸化炭素や電解液溶媒蒸気などの発生ガスを検知できる。
- 作業者が安全に初期消火活動を行える段階で警報を出せる。

・イエス → 次の質問へ
・ノー → 対象外です。

(3)散水装置等 自動で作動し、火災発生初期における被害軽減や延焼防止を目的とした消火設備であり、以下の条件を満たしていますか？ ・ 人の操作を待たずに自動で作動する。 ・ 消火設備として消防法や火災予防条例の設置義務を免除しない設備である。 ・ 自衛消防活動の一環として任意に設置されるものである。 ・ 破袋機、破砕機、ベルトコンベヤ、廃棄物の一時保管場所などの範囲を消火できる水量・噴射量を確保している。 ・イエス → 次の質問へ ・ノー → 対象外です。
Q8 申請する機器は未使用新品ですか？ ・イエス → 次の質問へ ・ノー → (リースの場合は耐用年数により可。9 ページ参照)
Q9 申請する機器の設置場所は廃棄物処理施設内(または積み替え・保管場所内)ですか？ ・イエス → 次の質問へ ・ノー → 対象外です。
Q10 申請する経費は、機器の購入、運搬、調整、据付けにかかる費用ですか？(消費税を除く) ・イエス → 次の質問へ ・ノー → 対象外です。
Q11 本補助金の申請は同一施設で1回目ですか？ ・イエス → 次の質問へ ・ノー → 対象外です。
Q12 申請する機器の設置目的は、火災リスクの低減や施設の安全性向上ですか？ ・イエス → 次の質問へ ・ノー → 対象外です。
Q13 補助金で取得した機器について、6 年間の処分制限期間を遵守できますか？ ・イエス → 申請可能です。要綱を十分ご確認ください。 ・ノー → 対象外です。

※ **本診断は補助金の交付を確約するものではありません。また、申請後に審査を通過する保証はございません。**

2 必要書類(全て電子申請フォームからアップロード)

No.	書類名	概要	オンライン申請	備考
1	交付申請書(第１号様式)	補助金申請の基本情報を記載する申請書	必須	
2	同意書(第１号様式②)	生成 AI プラットフォームを活用して個人情報を適切に処理する同意書	必須	
3	同意書(第１号様式③)	個人情報の取扱いに関する同意書(手続代行者がいる場合)	条件付き提出	手続代行者がいる場合のみ
4	誓約書(第２号様式)	暴力団関係者でないこと、法令を遵守していることを誓約する書類	必須	
5	国補助併用事業において受領した交付額確定通知書等(写し)	国補助併用事業で交付を受ける場合に提出	条件付き提出	該当する場合のみ
6	産業廃棄物処理業の許可証(写し)	・取得済の場合:許可証(写し) ・未取得の場合:産業廃棄物処分業許可申請書等	必須	
7	見積書	補助対象経費に関する有効期限内の見積書(複数社分全て必要)	必須	
8	設備のシステム図、配置図面	補助対象機器の位置を示す平面図	必須	
9	補助対象機器の概要(内容・規模等)が分かる設計図書・カタログ等	補助対象機器の性能を確認できる資料(※稼働率が99%以上、平均故障間隔が10,000時間以上、平均修復時間が48時間以内。)	必須	
国補助事業において受領した交付額確定通知書等(写し)の提出がある場合は、以下提出不要				
10	履歴事項全部証明書	法人の場合に提出(発行日から３か月以内のもの)	条件付き提出	
11	従業員数・資本金が分かる公的書類(写し)	①・②いずれかを満たす場合には提出すること ①申請者が中小企業等で個人事業主以外であること	条件付き提出	該当する場合のみ

		②申請者が中小企業等(個人事業主を除く)であって、中小企業基本法第2条第1項に規定する業種ごとの基準(資本金の額又は出資の総額、若しくは常時使用する従業員の数)のいずれかを超えていること		
12	設置場所(建物)の全部事項証明書	補助対象機器が設置される建物の登記簿(発行日から 3 か月以内のもの)	必須	
13	個人事業税納付証明書	個人事業主の場合に提出(発行日から 3 か月以内のもの)	条件付き提出	納税証明書または確定申告書の写し
14	賃貸借契約書等(写し)	申請者と施設所有者が異なる場合、所有者の同意を示す書類	条件付き提出	該当する場合のみ
15	自社製品の調達に係る経費算定根拠	自社製品を調達する場合、経費の妥当性を示す書類	条件付き提出	該当する場合のみ
16	リース契約書(写し)	リース契約による設備導入の場合に提出。**交付申請時は案でも可**	条件付き提出	該当する場合のみ
17	リース料金算定根拠明細書	・リース料から補助金相当額が減額されていることが証明できる書類。**交付申請時は案でも可**	条件付き提出	該当する場合のみ
18	その他公社が必要と認める書類	公社が追加で求める場合に提出	条件付き提出	

～注意事項～

(1) オンライン申請の手順

書類は電子申請システムでアップロードする形式で提出します。紙の提出不要です。

(2) 条件付き提出の書類

手続代行者がいる場合、賃貸借契約書等が必要な場合など、状況に応じてアップロードが必要となる書類があります。

(3) 書類の発行日

履歴事項全部証明書や個人事業税納付証明書等、発行日から 3 か月以内のものをご用意ください。

(4) 提出形式

書類は PDF 形式でアップロードすることが推奨されています。複数のファイルも ZIP 形式でまとめてアップロード可能です。

(5) データの名称

アップロードするファイル名はどの書類か分かる名前を必ず付けてください。

3　オンライン申請の手続きについて

以下の申し込みフォームから申請アカウント取得後に手順に沿って必要事項の入力や必要書類のアップロードを完了させて申請を行ってください。

●オンライン申請アカウントを登録する

1.オンライン申請 URL をクリック

http……..

2. 新規アカウントを登録する

申請状況の確認や各種連絡や案内をお送りしますので、必ず
「**新規アカウント登録**」をクリックして次へお進みください

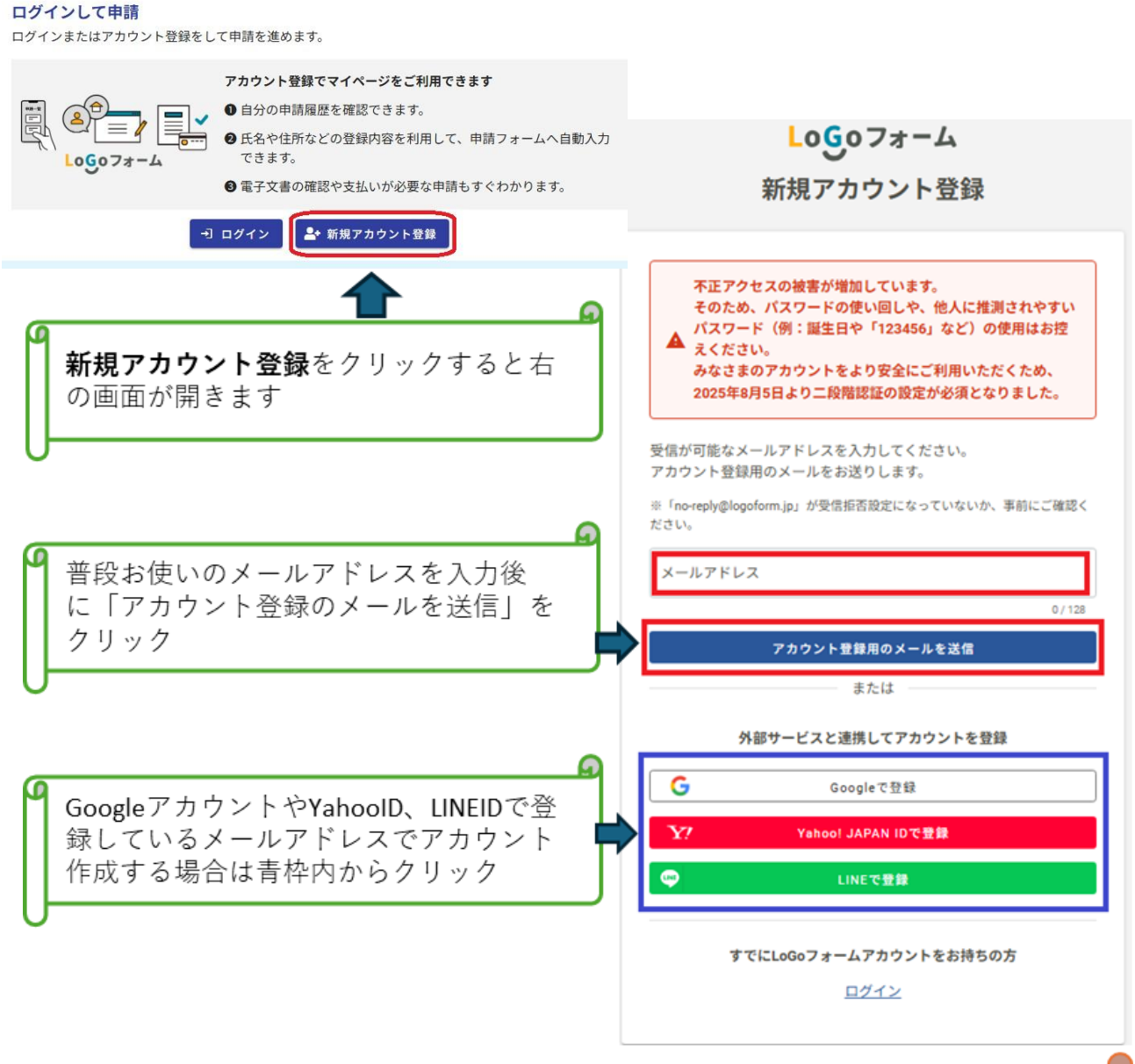

その後、登録したメールアドレスに届いた登録用URLをクリックして画面の手順に沿って登録作業を進めてください

4　受付期限

受付締切日は令和 11 年 3 月 30 日(金曜日)17:00 です。

◆ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了いたします。
◆ 上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

5　申請可能施設

本事業では、申請可能な施設について以下のルールが定められています。申請者は、申請前に対象施設の過去の申請状況を必ず確認してください。

◆ 過去に申請した施設について
ルール：過去に本補助金を申請した施設は、再度申請することはできません。 これは、申請年度や導入する補助対象設備の種類が異なる場合であっても同様です。
- 例：過去に本補助金を申請した A 施設は、今回再度申請することはできません。
- 例: A 施設で過去に「火災検知機」を申請していた場合、今回 A 施設で「散水装置等」を申請することはできません。
- 例: 同一事業者が運営する B 施設について、過去に本補助金を申請していない場合は、B 施設で申請することができます。

◆ 複数施設を運営している場合
申請の可否は、事業者単位ではなく施設単位で確認します。そのため、同一事業者が複数の施設を運営している場合であっても、過去に申請していない施設については申請可能です。

◆ まとめ
- 過去に本補助金を申請した施設は、再度申請できません。
- 補助対象設備の種類が異なる場合でも、同じ施設での再申請はできません。
- 同一事業者が運営する別施設であって、過去に申請していない施設は申請可能です。

◆ 注意事項
- 申請可能施設のルールに違反する申請が行われた場合、補助金の交付が取り消される可能性があります。
- 申請を行う際は、申請前に、対象施設の過去の申請状況を確認してください。

6　申請にあたっての留意事項

（1） 申請前に契約・設置している場合は、申請できません。

（2） 申請後、交付決定される前に契約及び機器を設置することになった場合は、交付申請の取下げ処理となります。公社あてに交付申請の取下げを申し出てください。

（3） 交付決定される前に契約及び機器を設置していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。

※ ただし、令和８年度は、補助対象期間内に完了する事業であれば、交付決定前に契約を結んでいても申請できます。
既に、国補助を含む他の補助金を受けている場合も、申請可能です。
取消しの対象外となり、取り下げ申請の必要はありません。

（4）補助対象設備の導入に伴い、廃棄物処理法に基づく変更許可申請又は軽微変更届出等が必要となる場合があります。 施設所在地により手続きが異なるため、八王子市の許可を取得している方は八王子市、それ以外の方は東京都環境局の産業廃棄物担当窓口に事前確認をお願いいたします。

【その他】

（1） 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがあります。

（2） 交付決定後、補助対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

（3） 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

（4） 不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、マイページやメール、電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡に対して30日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取下げとし、書類は破棄させていただく場合がございます。ご注意ください。

（5） 補助対象機器は、製造・販売等に必要な権利関係が適切に整理されており、第三者の知的財産権を侵害しないものであることが必要です。
補助対象機器に関して、第三者から知的財産権侵害に関する請求や警告、訴訟等を受けた場合は、速やかに公社へ報告のうえ、補助対象事業者の責任と費用において対応してください。

7　手続代行

手続きの正確性や透明性を確保する観点から、補助対象者は、原則として申請者自身が補助金交付申請を行うことをお願いしております。

なお、やむを得ない事情がある場合に限り、行政書士法に準拠した手続き代行者に申請手続きを依頼することも可能です。その際は、関連法令を十分に順守し、法律違反にならないようご注意ください。（事前の許可申請等は特に不要です。）

また、手続き代行を依頼した場合、公社から申請書類等について質問や依頼がある際は、原則として手続き代行者に連絡を行います。さらに、公社は必要に応じて調査を実施し、手続き代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規定に従って手続きを遂行していないと認める場合には、当該手続き代行者に対し、代行の停止を求めることがあります。申請にあたっては、手続きの正確性および法令遵守を徹底し、適切な方法での申請をお願い申し上げます。

8 よくある質問(Q&A)一覧

No.	質問(Q)	回答(A)
1	申請できる事業者の要件を教えてください。	東京都内に廃棄物処理施設または積み替え・保管場所を有し、廃棄物処理業に係る許可を取得している法人または個人事業主が対象です。暴力団関係者・税金滞納者は対象外です。
2	申請前に機器を発注・設置してしまいました。申請できますか？ **※例外有り「6　申請にあたっての留意事項」をお読みください。**	申請できません。交付決定通知書を受領した後に発注・契約・設置を行ってください。交付決定前の発注・設置が判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。
3	交付申請はいつまでに提出する必要がありますか？	受付締切日は令和 11 年 3 月 30 日(金)17:00 必着です。ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。早めの申請をお勧めします。
4	申請は先着順ですか？	はい、先着順に受理します。ただし、予算超過日に複数の申請があった場合は抽選を行います。
5	同じ施設で複数の機器(LiB 検知機・火災検知機・散水装置等)を申請できますか？	補助金の上限範囲内で申請可能です。ただし、同一施設で複数回の申請はできません。
6	複数の施設を運営していますが、施設ごとに申請できますか？	申請可能です。
7	中小企業かどうかの判断基準を教えてください。	廃棄物処理業者は「サービス業」に該当するため、資本金 5 千万円以下または従業員数 100 名以下のいずれかを満たす場合に中小企業等となります。
8	国の補助金と併用できますか？	併用可能です(13 ページ参照)
9	消費税は補助対象経費に含まれますか？	含まれません。補助対象経費は消費税・地方消費税を除いた金額です。

10	見積書は何社分必要ですか？	複数社ある場合は全ての見積書が必要です。詳細は公社ホームページまたはお問い合わせフォームでご確認ください。
11	設置場所が賃貸の場合、何か追加書類が必要ですか？	申請者と施設所有者が異なる場合は、所有者の同意を示す賃貸借契約書等の提出が必要です。
12	申請書に不備があった場合、どうなりますか？	公社より電子申請システムマイページまたはメールや電話で修正・追加書類の提出依頼を行います。連絡から 30 日間対応がない場合は申請を取下げとします。
13	交付決定後に申請を撤回できますか？	交付条件に該当しなくなった場合等は、交付決定通知書を受領した日から14日以内であれば、補助金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで撤回できます。
14	手続代行者に申請を依頼できますか？	やむを得ない事情がある場合に限り、行政書士法に準拠した手続代行者への依頼が可能です。事前の許可申請等は不要ですが、公社からの連絡は手続代行者に行われます。
15	中古品（使用済み）の機器は補助対象になりますか？	原則は未使用新品です。リースの場合は耐用年数により可。9 ページ参照
16	補助金の上限額を教えてください。	LiB 検知機は中小企業等 2,700 万円・大企業 2,000 万円、火災検知機、散水装置等は中小企業等 270 万円・大企業 200 万円です。
17	申請後、交付決定まで何日程度かかりますか？	書類の不備がない場合、受領から概ね数か月程度かかります。不備がある場合はさらに時間がかかるため、余裕をもって申請してください。

Ⅴ 実績報告

1 実績報告注意事項

（1） 実績報告の目的

実績報告は、補助対象機器の設置工事および補助対象経費の支払いが**すべて完了した後**に、その内容を公社に報告するための手続きです。 公社は実績報告書の内容を審査・確認し、補助金額を確定します。報告内容が交付決定の内容および条件に適合すると認めた場合に限り、補助金が支払われます。

（2） 提出期限

実績報告は、以下のいずれか早い日までに提出してください。

ア 補助対象機器の設置完了日（工事完了日または経費支払完了日の遅い方）から30 日以内。

イ 公社が別に定める期限。

注意：提出期限を過ぎた場合、補助金が交付されない可能性がありますのでご注意ください。

（3） 確認事項

ア 補助対象機器の設置工事が完全に完了していること

イ 補助対象経費の支払いが完了していること（未払い・分割払い中の場合は報告不可）

ウ 消防署への設置届出が完了していること

エ 消防署による検査が完了し、検査結果通知書を受領していること

オ 実際に設置した機器が、交付申請時に申請した機器と同一であること

カ 設置場所が交付申請時の場所と変更がないこと
（変更がある場合は事前に公社へ連絡）

キ 補助対象経費の金額が交付申請額の範囲内であること

（4） 交付申請との変更がある場合

設置完了後、以下のような変更が生じた場合は、実績報告前に必ず公社へご連絡ください。

ア 設置した機器のメーカー・型番が申請時と異なる場合

イ 設置場所（配置位置）が申請時の図面と異なる場合

ウ 補助対象経費の金額が交付申請時と異なる場合

注意：事前連絡なしに機器や設置場所を変更した場合、補助金が交付されない、または減額される場合があります。

（5） 補助金額の確定について

実績報告時の補助金額は、**交付申請時の申請額が上限**となります。実際の補助対象経費が交付申請額を上回っていても、交付申請額を超えて支払われることはありません。

実際の補助対象経費が交付申請額を下回った場合は、**実績に基づいて補助金額が再計算・減額**されます。

書類の不備・補助対象外経費の混入等が認められた場合も、補助金額が減額されることがあります。

（6） 書類に不備があった場合

実績報告書類の記載内容に不備がある場合、公社より修正・追加提出の依頼を行います。**修正を求めた日の翌日から起算して 30 日以内**に対応がない場合は、交付決定を取り消すことがありますので、速やかにご対応ください。

（7） 補助対象外となる経費（再確認）

実績報告書には、補助対象経費のみを記載してください。以下は補助対象外です。

対象外経費	内容
消費税・地方消費税	税額は補助対象外
代金還元・キャッシュバック等	業者からの割引・還付や実質負担してないとみなされる金額は差し引いて申請（申請者やその関連会社、関係事業者については補助対象経費に制限があります）
維持管理費・修繕費	設置完了後の管理・修繕にかかる費用
消防法上の設置義務がある消火設備	義務設備は対象外
補助対象事業と無関係な費用	目的外の設備・過剰仕様等

（8） 申請者の責務

実績報告の内容に虚偽があった場合、補助金の返還を求められる可能性があります。

必要な書類を正確に記載し、提出してください。

2 必要書類(全て電子申請フォームからアップロード)

実績報告時に提出が必要な書類は以下のとおりです。

No.	書類名	概要	オンライン申請	備考
1	補助事業実績報告書兼交付申請書(第 11 号様式)	補助事業の完了内容と補助金請求を記載する書類	必須	
2	国補助併用事業において受領した交付額確定通知書等(写し)	国補助併用事業で交付を受ける場合に提出	条件付き提出	該当する場合のみ
3	国補助事業における実績報告書(写し)	国補助併用事業で交付を受ける場合に提出 補助対象経費と対象外経費の区分が確認できる見積書・請求書(内訳書を含む)等を提出してください。書類がない場合や区分が不明確な経費は、補助対象外となることがあります。 **※注意事項(1)**	条件付き提出	該当する場合のみ
4	補助金振込口座が分かる資料	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料 (例)金融機関発行の証明書、通帳の写し、当座勘定入金帳、インターネットバンキング口座明細等 ※振込先口座は、申請者(法人・代表者)と同一名義に限ります。	必須	金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のカタカナ表記が読み取れる内容であること ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合等の写しを添付 ・ネット銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを添付

国補助事業において受領した交付額確定通知書等(写し)の提出がある場合は、以下提出不要				
5	産業廃棄物処理業の許可証(写し)	・許可証(写し) 交付申請時に提出していない場合は提出	必須	
6	消防署への設置届出書(写し)	消防署に設備設置を届け出た際の書類	必須	
7	消防署が発行した検査結果通知書(写し)	消防署による設置検査の結果を示す書類	必須	
8	補助対象機器等に係る契約書(写し)	機器購入・設置工事に関する契約書。複数ある場合は全て提出	必須	
9	金融機関発行の証明書等	補助対象経費の支払いを証明する書類(領収書は無効)	必須	請求書の金額と一致していること(不一致の場合は内訳を示すこと)
10	完成配置図面	補助対象機器の実際の設置位置を示す完成図面	条件付き提出	交付申請時から変更がある場合のみ提出
11	施工完了届または検収書(写し)	業者と発注者双方が完了を認めた日付入りの書類 (施工前・中・後の写真、銘板写真)が含まれている場合、12・13 の提出は不要)	必須	
12	補助対象機器の設置を証明する書類	施工前・中・後の写真を提出 (写真台帳等の写しでも可。11 に同内容が含まれる場合は省略可)	条件付き提出	
13	設置完了後の機器の写真	メーカー名、型式、製造番号(シリアルナンバー)、定格、製	条件付き提出	機器の型番・シリアルナンバーが判読できる銘板写真を

		造年月などが確認できるもの （11 に同内容が含まれる場合は省略可）		含めること
14	リース契約書（写し）	リース契約による設備導入の場合は提出 （交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要）	条件付き提出	リース契約の場合は提出
15	リース料金算定根拠明細	リース料から補助金相当額が減額されていることが証明できる書類 （交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要）	条件付き提出	
16	設備の所有権がリース事業者にあることを証明する書類	リース契約による設備導入の場合は提出	条件付き提出	
17	その他公社が必要と認める書類	公社が追加で求める場合に提出	条件付き提出	公社から指示があった場合のみ

～注意事項～

（1） 補助対象機器等に係る契約書の確認事項

補助対象機器等に係る契約書には、機器購入費・運搬費・据付費・調整費等の内訳が明確に記載されていることが必要です。内訳が一括記載の場合は、内訳明細書を別途添付してください。

【都の補助対象経費かつ国補助金の補助対象経費の双方に該当する費用】

→ 本補助金は、国補助金と合わせて、補助対象経費の 2/3（中小企業）または 1/2（大企業）を上限として補助します。

【都の補助対象経費に該当しない費用（社会保険料、賃金、報酬、賃金、諸謝金、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費、備品購入費及び租税公課等）】

→ 本補助金の補助対象外のため、申請額に含めないこと

支払方法は、銀行振込が原則です。現金・クレジットカード（分割払い）・ローン・割賦販売による支払いは認められません。

（2） 機器写真の撮影要件

実績報告時の写真は、以下の内容が確認できるよう撮影してください。

ア 設置状況全体が確認できる写真（施工前・中の写真）

イ 機器の銘板（メーカー名・型番・シリアルナンバー・定格・製造年月等）が判読できる写真

ウ 設置工事の完了状態が確認できる写真（配線・固定状況等）

（3） 電子申請の場合

書類はすべて電子申請システムでアップロードする形式で提出します。紙の提出は不要です。書類は PDF 形式でのアップロードを推奨します。

（4） 提出書類の原本保管

提出書類（写しを提出するものの原本）は、公社が補助金の額確定をした日の属する公社の会計年度終了日から処分制限期間（6 年間）を超過するまでの期間、申請者が適切に保管してください。

3 補助金の支払い

公社は、実績報告書の審査・確認が完了し、補助金額を確定した後、申請者が指定した口座に補助金をお振り込みします。

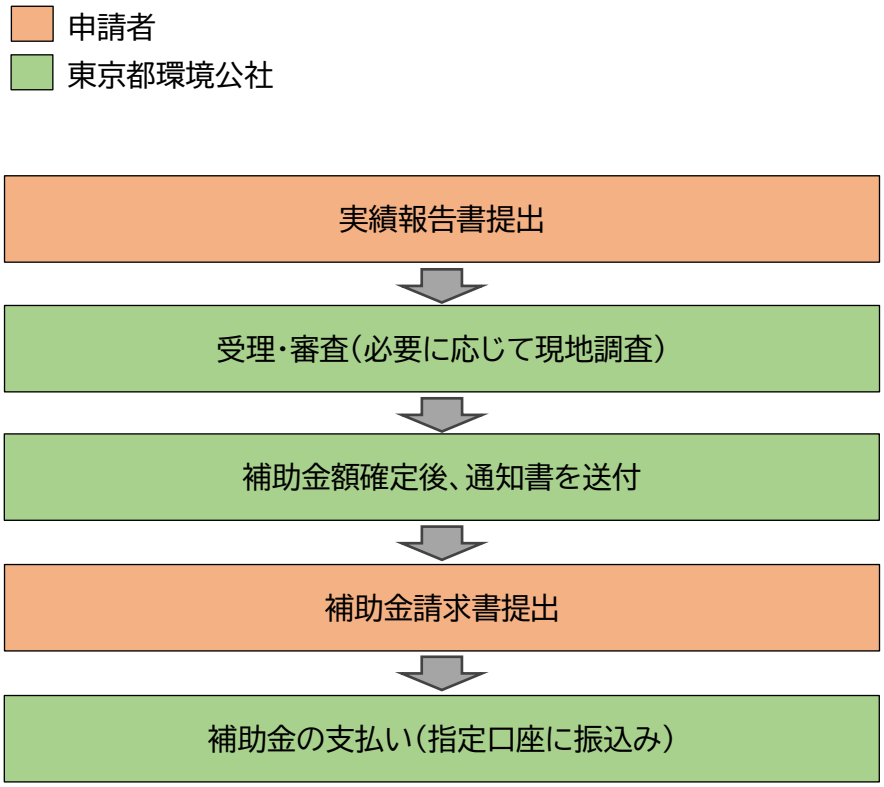

補助金の支払いは、実績報告書の提出からおおよそ 2～3 か月程度を要します（書類の不備・追加確認等がある場合はさらに時間がかかります）。
補助金額の確定後、「補助金額確定通知書」を発送します。

4 実績報告にあたっての留意事項

実績報告の内容が交付申請時の内容と大きく異なる場合(機器の変更・設置場所の変更等)は、事前に公社へご連絡ください。無断変更は補助金交付取消しの対象となる場合があります。

5 手続代行

補助対象者は、原則として申請者自身が実績報告手続きを行うことをお願いしております。なお、やむを得ない事情がある場合に限り、行政書士法に準拠した手続代行者に依頼することも可能です。手続代行を依頼した場合、公社からの連絡は原則として手続代行者に行います。

6 よくある質問(Q&A)一覧

No.	質問(Q)	回答(A)
1	実績報告はいつまでに提出する必要がありますか？	設置完了日(工事完了日または経費支払完了日の遅い方)から 30 日以内、または公社が定める期限(令和 11 年 3 月 30 日 17:00)のいずれか早い日までです。
2	「設置完了日」とはいつですか？	工事完了日と経費支払完了日のうち、遅い方の日が設置完了日となります。例えば、工事が 3 月 1 日に完了し、支払いが 3 月 15 日に完了した場合、設置完了日は 3 月 15 日です。
3	実績報告時に必ず提出が必要な書類を教えてください。	補助事業実績報告書兼交付申請書、補助金振込口座が分かる資料です。国補助併用の場合とそれ以外の場合は必須提出書類が異なります。(26P 参照)
4	消防署の検査が完了していない段階で実績報告できますか？	できません。消防署への設置届出および検査結果通知書の受領が完了してから実績報告を行ってください。
5	実際の工事費が交付申請時の見積額より高くなりました。交付申請額を超えた分も補助されますか？	補助金は交付決定額が上限となります。実際の経費が交付決定額を上回っていても、交付決定額を超えて支払われることはありません。
6	実際の工事費が交付申請時の見積額より低くなりました。どうなりますか？	実際の補助対象経費に基づいて補助金額が再計算され、交付決定額より補助金額が減額される場合があります。

7	設置した機器が申請時と型番が変わりました。どうすればよいですか？	実績報告前に必ず公社へご連絡ください。変更内容によっては補助対象外となる場合があります。無断変更は補助金交付取消しの対象となることがあります。
8	請求書と金融機関証明書の金額が一致しない場合、どうすればよいですか？	差額の理由がわかる書類（振込明細・内訳書等）を添付してください。正当な理由がない不一致は補助対象外となる場合があります。
9	機器写真はどのように撮影すればよいですか？	設置状況全体が確認できる施工前と施工中の写真、機器の銘板（メーカー名・型番・シリアルナンバー・定格・製造年月等）が判読できる写真、設置工事の完了状態（配線・固定状況等）が確認できる写真を撮影してください。
10	実績報告書に不備があった場合、どうなりますか？	公社よりメールまたは電話で修正・追加書類の提出依頼を行います。修正依頼から 30 日以内に対応がない場合は、交付決定を取り消すことがあります。速やかに対応してください。
11	補助金はいつ振り込まれますか？	実績報告書の提出から概ね 2～3 か月程度かかります。書類の不備や追加確認がある場合はさらに時間がかかることがあります。
12	実績報告後に現地確認が行われることはありますか？	あります。公社は必要に応じて現地確認・調査を実施します。その際は設置した機器の稼働状況等を確認しますので、ご協力をお願いします。
13	補助対象経費の支払いをクレジットカードで行いましたが問題ありますか？	分割払いのクレジットカード・ローン・割賦販売による支払いは認められません。銀行振込が原則です。
14	設置工事業者からキャッシュバック（代金還元）を受けました。どうすればよいですか？	キャッシュバック等を受けた金額は補助対象経費から差し引いて申請してください。公社への報告なしに代金還元が発覚した場合、虚偽申請と判断される場合があります。
15	実績報告書類は原本を提出する必要がありますか？	契約書等は「写し（コピー）」の提出で構いません。ただし、原本は処分制限期間（6 年間）が終了するまで申請者が適切に保管してください。
16	補助金額が確定した後、機器を処分（廃棄・譲渡等）したい場合はどうすればよいですか？	処分制限期間（設置日から 6 年間）内に処分する場合は、事前に公社の承認が必要です。承認前の処分・無

		届の処分は交付要綱違反となり、補助金全額の返納を求める場合があります。必ず事前に公社へご相談ください。
17	実績報告はオンラインで提出できますか？	はい、オンライン申請（電子申請システム）での提出となっております。

Ⅵ 補助金を申請後に必要なこと

～軽微な変更・処分・取下げ～

1 本補助金の経理（交付要綱第 29 条）

補助事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等を公社が本補助金の額確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間を超過するまでの期間保存してください。

2 調査等（交付要綱第 32 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査または関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

3 交付決定の取消し（交付要綱第 25 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとします。

（1）虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の補助金申請ができなくなる場合があります。

（2）交付決定の内容または目的に反して本補助金を使用したとき。

（3）本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

（4）交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（5）その他本補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

※公社は、上記項目の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

※本補助金の返還（交付要綱第 26 条）、違約加算金（交付要綱第 26 条）、延滞金（交付要綱第 26 条）等については交付要綱をご確認ください。

４ 軽微な変更

（1）補助金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更がある場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

【変更にあたる一例】

・申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
・申請者の住所変更
・リース契約に関する変更（再リースなど）

ただし、**軽微な変更後も引き続き本事業要件を満たす必要があります。**

（2）軽微な変更の場合の必要書類

・変更届出書（専用フォームで変更可能）
・変更が確認できる公的書類の写し
・その他公社が必要として提出を求めた書類

Ⅶ 処分について

処分とは、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、または担保に供することをいいます。（都外移転も含みます。）

処分の例は以下のとおりです。【財産処分の制限（交付要綱第 28 条）】

処分の例	処分の基準日
機器が修理できず、撤去する	撤去日
譲渡（売却を含む）	譲渡日または売買契約日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡を含む）	リース契約終了日
その他、本補助金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

本補助金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。
（交付要綱　第 28 条）

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、**必ず事前に承認を受けてください。**承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、補助金の返納を求める場合があります。ご注意ください。

処分の手続き（交付要綱第 28 条）

（1）交付決定日以降、処分制限期間内に機器を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

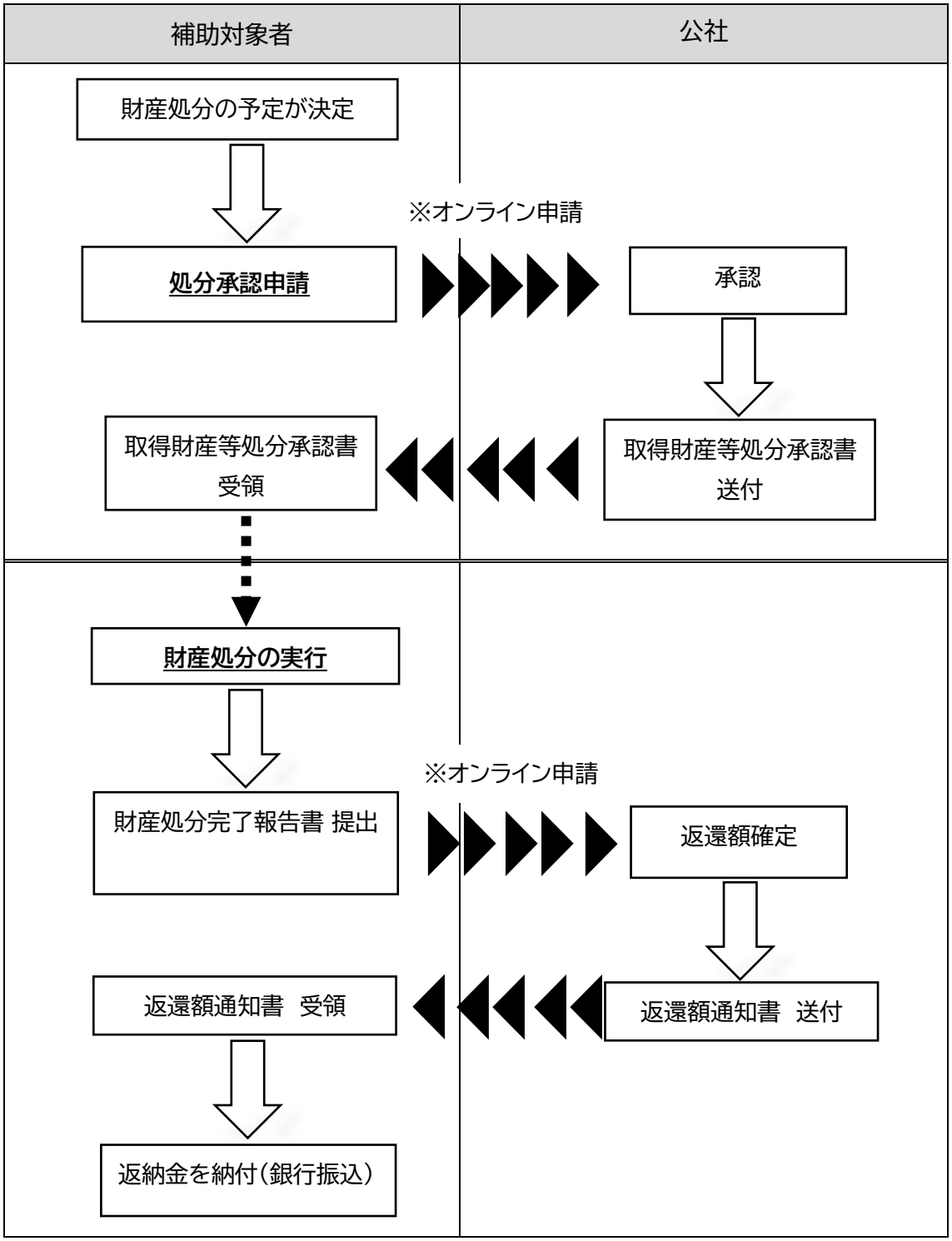

① 電子申請システムから提出することができます。
② 公社から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
③承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。
※承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、補助金の返納を求める場合があります。ご注意ください。

（2）処分制限期間内に補助対象機器を処分するときは、返納金が発生します。公社から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額(※1)} = \text{補助額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間(※2)}}{\text{処分制限期間(※3)}}\right)$$

※1 千円未満切り捨てです。
※2 設置日から所有権移転日（売却の場合は売却日）までの月数で計算します。
（例）10 日に設置した場合、翌月 10 日までは 1 か月目、翌月 11 日からは 2 か月目となります。
※3 処分制限期間も、月数で計算します。
（例）LIB は処分制限期間 6 年なので 72 ケ月で計算します。
※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

（3）処分申請においては、要件によって処分の承認を得るだけで、返納金は発生しないケースがございます。下記に表にて免除となったケースを記載しておりますのでご参照ください。
以下のケースに該当される方は処分承認申請する際に、合わせて返納金の免除申請を行うようお願いいたします。また承認申請の内容によっては、免除にあたらないケースもございますのでその際は公社より確認並びにご連絡させていただきます。

【免除となるケース例】

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により稼働不能となり抹消処分する	・自治体発行の罹災証明書又は被災証明書 ・損害額が機器の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
その他公社が特に認める場合	・公社が指定する書類

お問い合わせに関して

大変お手数をおかけいたしますが、審査業務円滑化のためお問い合わせについては下記フォームからお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※お問い合わせフォーム（24 時間受付）

お問い合わせはこちらから

公社からの回答は営業日のみとなります。予めご了承ください。

東京都
産業廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業
補助金申請書類作成の手引き

◇発行・編集
令和8年 10 月 30 日

◇発行元
公益財団法人 東京都環境公社
環境共生部環境事業課事業運営係
〒130－0022
東京都墨田区江東橋4－26－5　東京トラフィック錦糸町ビル5階